

京都市告示第633号

車両制限令第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定めます。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

1 指定する道路の路線名及び区間

(1) 道路の種類 国道

路線名	区間
162号	右京区西京極南大入町88番地の1地先から 同区太秦安井松本町13番地の2地先まで
367号	左京区上高野下荒蒔町6番地地先から 同区上高野山ノ橋町14番地の1地先まで
	下京区醍醐町290番地の1地先から 左京区大原小出石町581番地地先まで

(2) 道路の種類 府道

路線名	区間
宇治淀線	伏見区淀木津町654番地地先から 同区淀美豆町378番地の3地先まで
西陣杉坂線	北区紫野花ノ坊町23番地の1地先から 同区紫野今宮町23番地の9地先まで
下鴨京都停車場線	下京区御影堂町5番地地先から 同区材木町468番地地先まで
大津淀線	山科区勧修寺仁王堂町20番地の2地先から 伏見区深草飯食町820番地地先まで

二条停車場東山三条線	左京区孫橋町27番地地先から 東山区大橋町124番地の2地先まで
	中京区西ノ京東梅尾町100番地の2地先から 東山区大橋町116番地の6地先まで
京都広河原美山線	下京区柿本町575番地地先から 北区大宮北ノ岸町10番地地先まで
下鴨静原大原線	北区上賀茂二軒家町8番地地先から 左京区静市野中町220番地の2地先まで
	左京区下鴨南芝町51番地地先から 同区下鴨半木町1番地地先まで
南インター竹田線	伏見区竹田真幡木町46番地の9地先から 同区竹田青池町300番地の3地先まで
	伏見区竹田青池町200番地1地先から 同区竹田中川原町390番地地先まで
上賀茂山端線	左京区松ヶ崎樋ノ上町14番地の2地先から 同区山端川端町10番地の27地先まで
	同区下鴨南野々神町2番地の6地先まで 左京区下鴨北野々神町36番地地先から
高野修学院山端線	左京区田中上古川町1番地地先から 同区一乗寺木ノ本町55番地地先まで
岩倉山端線	左京区上高野薩田町200番地の3地先から 同区上高野山ノ橋町17番地の1地先まで
二条停車場嵐山線	中京区西ノ京星池町252番地地先から 右京区太秦安井松本町13番地の2地先まで
梅津東山七条線	下京区材木町469番地の1地先から 東山区妙法院前側町446番地地先まで
勸修寺今熊野線	山科区西野山中臣町28番地の2地先から 同区西野山桜ノ馬場町143番地地先まで
四ノ宮四ツ塚線	東山区東瓦町964番地地先から 南区西九条春日町3番地の1地先まで

	山科区日ノ岡鴨土町40番地の6地先から 東山区西海子町31番地地先まで
中山稻荷線	南区吉祥院石原開町1番地の2地先から 伏見区竹田久保町20番地の4地先まで

(3) 道路の種類 市 道

路 線 名	区 間
京都環状線	南区吉祥院九条町15番地の1地先から 同区東九条柳下町18番地の1地先まで
	左京区高野東開町23番地地先から 同区高野西開町46番地の1地先まで
	東山区西海子町38番地地先から 左京区聖護院山王町16番地の17地先まで
	北区紫野花ノ坊町23番地の1地先から 右京区西院東淳和院町1番地の1地先まで
鹿ヶ谷嵐山線	左京区聖護院山王町43番地の9地先から 同区嵯峨天龍寺瀬戸川町17番地地先まで
川端通	左京区高野西開町46番地の1地先から 東山区孫橋町27番地地先まで
	東山区大橋町124番地地先から 同区宮川筋八丁目438番地地先まで
河原町十條觀月橋線	伏見区深草キトロ町85番地の3地先から 同区深草飯食町817番地の2地先まで
久世橋通	南区東九条南石田町106番地の3地先から 同区上鳥羽南花名町1番地地先まで
外環状線	山科区東野片下り町16番地の7地先から 同区柳辻東潰6番地の5地先まで

油小路通	南区西九条春日町3番地の1地先から 伏見区竹田向代町200番地の7地先まで
	伏見区竹田真幡木町50番地地先から 同区下鳥羽東芹川町85番地地先まで
	伏見区下鳥羽南六反長町1番地地先から 同区横大路下三栖里ノ内10番地地先まで
上鳥羽竹田線	南区上鳥羽卯ノ花30番地地先から 伏見区竹田青池町200番地の17地先まで
北山通	北区上賀茂岩ヶ垣内町109番地の3地先から 同区紫野東蓮台野町11番地の1地先まで
	左京区松ヶ崎樋ノ上町15番地の1地先から 同区下鴨南野々神町1番地の2地先まで
上賀茂経186号線	北区上賀茂朝露ヶ原町107番地の1地先から 同区上賀茂御菌口町5番地の10地先まで
上賀茂経211号線	北区上賀茂二軒家町9番地地先から 同区上賀茂朝露ヶ原町10番地の35地先まで
上賀茂緯440号線	北区上賀茂御菌口町5番地の10地先から 同区大宮檜ノ木町34番地の11地先まで
上高野幡枝線	左京区上高野大湯手町1番地の1地先から 同区岩倉東五田町2番地の1地先まで
白川通	左京区上高野下荒蒔町6番地の1地先から 同区一乗寺木ノ本町55番地地先まで
岩倉21号線	左京区岩倉南河原町2000番地の6地先から 同町1000番地の4地先まで
洛北第一経5号線	左京区岩倉東宮田町31番地地先から 同町58番地地先まで
洛北第二経7号線	左京区岩倉中河原町1000番地の20地先から 同区岩倉南河原町154番地地先まで
洛北第二緯9号線	左京区岩倉中河原町141番地地先から 同区岩倉南木野町1000番地の6地先まで

大宅西野山線	山科区榊辻池尻町14番地の25地先から 同区榊辻番所ケ口町45番地の1地先まで
	山科区栗栖野打越町17番地の10地先から 同町32番地の1地先まで
	山科区榊辻番所ケ口町45番地の1地先から 同区東野舞台町89番地の1地先まで
山科西野山緯70号線	山科区栗栖野華ノ木町17番地の1地先から 同区西野山中臣町28番地の2地先まで
山科東野緯53号線	山科区栗栖野打越町46番地の7地先から 同町17番地の6地先まで
吉祥院久世線	南区吉祥院嶋樫山町59番地の1地先から 同区久世殿城町531番地の1地先まで
上鳥羽緯71号線	南区上鳥羽川端町69番地地先から 同区上鳥羽金仏1番地の1地先まで
上鳥羽緯94号線	南区上鳥羽大溝1番地地先から 同区上鳥羽石橋町46番地の2地先まで
上鳥羽緯95号線	南区上鳥羽大溝22番地の1地先から 同区上鳥羽川端町70番地の1地先まで
吉祥院緯60号線	南区吉祥院嶋野間詰町32番地の2地先から 同区吉祥院嶋笠井町200番地の5地先まで
下鳥羽経115号線	伏見区治部町101番地地先から 同区下鳥羽浄春ヶ前町135番地地先まで
竹田経89号線	伏見区竹田向代町25番地の6地先から 同区竹田青池町125番地地先まで
深草西浦緯15号線	伏見区深草西浦町五丁目52番地地先から 同区竹田中川原町42番地地先まで

2 指定する期日 平成27年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

(建設局土木管理部道路明示課)